

## 秋田県建設部都市計画課景観関係補助金等交付要綱

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第9章第2節の規定に基づき、秋田県建設部都市計画課が所管する景観に係る補助金等の交付手続等について次のように定める。

（補助事業及び補助金の額等）

第1条 秋田県建設部都市計画課景観関係補助金等（以下「補助金等」という。）の交付の対象とする事業（以下「補助事業等」という。）及び補助金等の率又は額、交付申請書の提出期限等は、別表1に定めるとおりとする。

（補助金等交付申請書）

第2条 秋田県財務規則（以下「財務規則」という。）第247条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）

（補助金等交付の条件等）

第3条 補助金等の交付を決定するにあたっては財務規則第249条の規定により次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 次に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。

- ア 別表2に定めるものに該当するとき。
- イ 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。
- ウ 事業主体がその代表を変更するとき。

(2) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(3) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。

2 前項(1)の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。

- (1) 補助金等交付条件変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

（交付決定通知）

第4条 財務規則第250条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知書（様式第6号）によるものとする。

(状況報告)

第5条 財務規則第253条の規定による補助事業等の遂行状況の報告は、補助事業等状況報告書(様式第7号)により補助金等の交付決定に係る年度の12月末現在における当該事業の遂行状況を、翌月20日まで報告するものとする。

(実績報告書の様式及び添付書類)

第6条 財務規則第255条の規定による実績報告書は、様式第8号によるものとする。

2 前号の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績書(様式第9号)
- (2) 収支精算書(様式第10号)

(額の確定)

第7条 財務規則第256条の規定による額の確定は、補助金額の確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(補助金等の請求及び概算払(前金払))

第8条 補助金等の請求は、請求書(様式第12号)に補助金等交付決定通知書の写し、その他請求すべき根拠を証明する書類を添えるものとする。

2 財務規則第258条の規定により、概算払又は前金払をすることができる補助金等の種類、限度額及び交付時期は、別表3に定めるとおりとする。この場合において、補助金等の概算払又は前金払を受けようとする補助事業者は補助金等概算払(前金払)申請書(様式第13号)に請求書(様式第12号)を添えて提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第9条 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は、別表4に掲げるものとする。ただし、当該補助事業等の完了後同表に定める制限期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

2 財務規則第261条の規定による知事の承認の申請は、財産目的外利用承認申請書(様式第14号)によるものとする。

(手続の一部省略)

第10条 財務規則第263条に規定する省略することができる手続の一部とは、別表5に掲げるものとする。

(その他)

第11条 様式等において、本要綱により難しい場合は、別に定める。

附則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附則(平成24年4月4日改正)

この要綱は、平成24年4月4日から施行する。

附則(平成25年4月11日最終改正)

この要綱は、平成25年4月11日から施行する。

担当 秋田県建設部 都市計画課調整・都市計画班 住所：秋田市山王4丁目1-1 電話：018-860-2445
--